

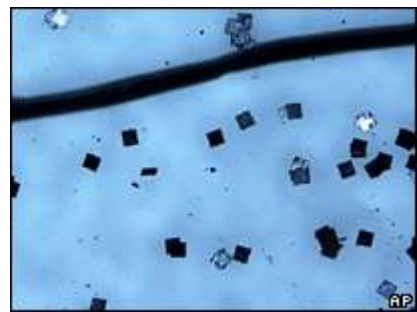
# 米国発 セキュリティ最前線

## # 19 RFID タグとプライバシー

大川 健

ワシントン州は先月、RFIDタグに記録された個人情報の不正読み取りを禁止する法案を全米で初めて成立させた。

SUICAやパスモ、お財布携帯など我が国でも今やすっかりお馴染みのRFIDタグだが、1970年代に登場したこのアンテナ搭載・極小無線ICチップは、今日の産業界において製品の識別や管理、偽造や不正流通の防止を始めとして各分野で多目的に利用されている。例えば小売店では、店内にある個々のRFIDタグ付商品の情報をRFIDリーダーが識別或いは管理することにより、棚卸し業務などの商品管理に要する時間が短縮され、万引き防止にも効果的である。また店員にカード型のRFIDタグを携帯させれば、勤務管理や入室管理にも活用が可能だ。



また最近では、スティーブン・スピルバーグ監督のSF映画「マイノリティ・リポート」に登場した未来型個人向け広告のような、ワン・オン・ワン・マーケティングに対応した利用も行われている。例えば、RFIDタグ付きのメンバーズカードを所持して洋品店に入店すると、店内に設置されたリーダーが瞬時に入店者の個人情報や過去の購入品リストを割り出す。そこでスタッフは、入店者がキョロキョロと店内を見回している間に「〇〇様、先日お買い上げ頂いたパンツにお似合いのシャツが本日届いておりますよ」と声をかけながら接客を開始できるというわけだ。

RFIDタグの利用は産業界だけに止まらない。公共機関では道路・交通システム管理、教育機関では登下校管理、医療機関ではカルテや薬品管理など、様々な方面で活躍している。また米国では、それぞれの個人情報記録されたRFIDチップが埋め込まれたパスポートの発行が一昨年前より開始された。この新型パスポートの導入により、警備面における活用だけではなく、空港の要所々々での長い行列が解消されることも期待されている。

しかしその一方で、システムの悪用による監視のエスカレート化が懸念されてきた。技

術の目覚ましい進歩は、アクティブ型と比較すると通信距離と機能性の点で劣勢だったパッシブ型RFIDタグの性能を日に日に増大させ、現在では店内どころか遠距離からの読み取りが可能となり、チップの容量も著しく増加した。数年前、イタリアの有名衣料品メーカー「ベネトン」は、商品にパッシブ型タグを織り込むことによって販売後の商品を世界中で追跡する計画を打ち出し、世界中から非難を浴びた。また日立製作所は髪の毛よりも細い僅か0.05mm角の世界最小となる「非接触型粉末RFIDチップ(写真)」を昨年開発し、パッシブ型タグを紙に漉き込むことさえ可能とした技術は全国で高い評価を受けた。しかし連邦捜査局や州警察などの機関が捜査等の目的で粉末チップを使用する可能性などが専門家らの間で危惧され、盛り上がりつつあったRFIDタグによるプライバシー保護問題に一層の拍車をかける結果となった。

こうした現状に国内では一定の法的整備が急務とされていたが、他州に先駆けてワシントン州が本年7月からの施行を決定したのが「RFIDタグのスキミング防止条例」だ。商業的なロビー活動団体からの様々な妨害を受けながら制定された新条例では、ID窃盗や詐欺、ストーカー行為を始めとする違法目的によって所持者の同意や認識なしにRFIDタグを読み取る行為がクラスCの重罪として取締りの対象となり、違反者には最大で懲役5年及び1万ドル(約100万円)の罰金刑が科せられることになる。だが「条例推進派」の議員たちは、今回の法案成立を単なる「小さな第一歩」と位置づけており、カリフォルニア州が現在実現化に向けて検討している法案のように「目的の如何を問わず」所持者の同意なしにRFIDデータを読み取る行為自体を法律で禁止すべきであると訴えている。

RFIDタグの技術的な進歩による利益は「レジ精算システムの簡素化」など様々な形で消費者にも還元されるが、一消費者としては少なくとも精算時に商品からRFIDタグを除去或いはタグの機能を停止させるという最低限の企業モラルを願わずにはられない。